諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和元年11月13日(令和元年(行情)諮問第336号)

答申日:令和2年7月2日(令和2年度(行情)答申第122号)

事件名:「陸上自衛隊南スーダン派遣施設隊(第10次)の成果報告について

(報告)」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「南スーダン派遣施設隊(第10次要員)成果報告について(報告) (南ス派施第69号。28.12.11)の別冊第2の121頁から12 4頁まで(別紙第62)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月11日付け防官文第22 17号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ た一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書1

本件対象文書では、平成28年7月に陸上自衛隊南スーダン派遣施設隊(第10次隊)が活動を実施していたジュバで発生した衝突事案に関する「教訓事項」と「じ後の反映」の内容の全てが不開示とされている。防衛省は、これを公にした場合、「自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」と主張しているが、不開示とされた情報には、同衝突事案において生起した事実をはじめ、公にしても自衛隊の運用要領や能力、練度が推察されるとまではいえない情報が含まれていると推察される。よって、審査の上、法5条3号に該当しない部分については開示することを求める。

(2)審査請求書2

本件処分を行うに当たり、防衛省は、他の行政文書においては開示している情報等、法5条3号に該当しない情報まで含めて不開示としている疑いがあることから、一部を不開示とした決定を取り消し、開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊南スーダン派遣施設隊(第10次)の成果報告書の別冊2の121頁から124頁まで(別紙第62)の抜粋」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和元年6月11日付け防官文第2217号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、1枚目から4枚目までのそれぞれ一部については、自衛隊の行動、運用及び教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「防衛省は、他の行政文書においては開示している情報等、法5条3号に該当しない情報まで含めて不開示としている疑いがある」などとして、一部を不開示とした決定を取り消し、開示することを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月2日 審議
- ④ 令和2年6月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「南スーダン派遣施設隊(第10次要員)成果報告について(報告)(南ス派施第69号。28.12.11)の別冊第2の121頁から124頁まで(別紙第62)」である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、南スーダンに派遣された陸上自衛隊の部隊の運用及び教育訓練に係る課題及び改善事項等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力、運用要領及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久